

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則

昭和25年1月20日最高裁判所規則第4号
改正 昭和25年4月28日最高裁判所規則第11号
昭和25年6月1日最高裁判所規則第18号
昭和26年3月31日最高裁判所規則第2号
昭和29年5月29日最高裁判所規則第5号
昭和32年6月15日最高裁判所規則第11号
昭和32年8月14日最高裁判所規則第14号
昭和34年10月1日最高裁判所規則第11号
昭和34年11月2日最高裁判所規則第15号
昭和39年3月26日最高裁判所規則第2号
昭和40年1月29日最高裁判所規則第2号
昭和40年3月31日最高裁判所規則第5号
昭和40年4月2日最高裁判所規則第6号
昭和41年11月8日最高裁判所規則第10号
昭和43年4月20日最高裁判所規則第3号
昭和44年3月25日最高裁判所規則第3号
昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号
昭和44年9月1日最高裁判所規則第7号
昭和48年3月30日最高裁判所規則第3号
昭和53年2月3日最高裁判所規則第1号
昭和56年3月30日最高裁判所規則第3号
昭和57年6月14日最高裁判所規則第4号
昭和60年12月21日最高裁判所規則第6号
平成6年6月30日最高裁判所規則第3号
平成6年9月1日最高裁判所規則第8号
平成10年7月27日最高裁判所規則第3号
平成16年3月31日最高裁判所規則第3号
平成16年3月31日最高裁判所規則第7号
平成16年11月1日最高裁判所規則第19号
平成17年2月14日最高裁判所規則第7号
平成20年5月30日最高裁判所規則第7号
平成24年3月12日最高裁判所規則第3号

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則を次のように定める。

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則

(規則の趣旨)

第一条 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免、補職、勤務裁判所の指定及び勤務検察審査会の指定については、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、最高裁判所規則、検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）及び検察審査会法施行令（昭和二十三年政令第三百五十四号）に別段の定めのある場合を除く外、この規則の定めるところによる。（昭二六最裁規二・昭三二最裁規一四・昭六〇最裁規六・一部改正）

(最高裁判所が行うもの)

第二条 次に掲げる職員の任免又は勤務裁判所の指定は、最高裁判所が行う。

- 一 最高裁判所事務総長
- 二 最高裁判所長官秘書官及び最高裁判所判事秘書官
- 三 司法研修所教官
- 四 裁判所職員総合研修所教官
- 五 裁判所調査官

六 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の首席書記官、次席書記官若しくは総括主任書記官又は知的財産高等裁判所首席書記官たる裁判所書記官

七 首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官又は総括主任家庭裁判所調査官たる家庭裁判所調査官

八 高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の事務局長若しくは事務局次長又は知的財産高等裁判所事務局長たる裁判所事務官

九 簡易裁判所の事務部長たる裁判所事務官

十 裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所事務官、裁判所技官、廷吏及び裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める行政職俸給表(二)（以下「行政職俸給表(二)」という。）の準用を受ける職員で最高裁判所に勤務するもの

十一 判事補の弁護士職務経験に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十九号）第二条第一号に規定する弁護士職務従事職員たる裁判所事務官

（昭二五最裁規一一・昭二五最裁規一八・昭二六最裁規二・昭二九最裁規五・昭三二最裁規一一・昭三二最裁規一四・昭三四最裁規一一・昭三九最裁規二・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規三・昭四八最裁規三・昭五七最裁規四・昭六〇最裁規六・平六最裁規三・平六最裁規八・平一〇最裁規三・平一六最裁規七・平一六最裁規一九・平一七最裁規七・一部改正）

（高等裁判所が行うもの）

第三条 次に掲げる職員の任免又は勤務裁判所の指定は、各高等裁判所が行う。

一 高等裁判所長官秘書官

二 当該高等裁判所の管内の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の主任書記官若しくは訟廷管理官又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所の裁判員調整官たる裁判所書記官

二の二 当該高等裁判所の管内の地方裁判所の主任速記官又は速記管理官たる裁判所速記官

三 当該高等裁判所の管内の家庭裁判所の主任家庭裁判所調査官たる家庭裁判所調査官

四 当該高等裁判所の管内の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の課長若しくは課長補佐又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所の文書企画官若しくは企画官たる裁判所事務官

五 裁判所書記官（前条第六号に掲げる裁判所書記官を除く。）、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官（前条第八号及び第十一号に掲げる裁判所事務官を除く。）、裁判所技官、廷吏及び行政職俸給表(二)の準用を受ける職員で当該高等裁判所に勤務するもの

（昭三四最裁規一一・全改、昭四〇最裁規五・昭四〇最裁規六・昭四四最裁規三・昭四四最裁規六・昭四四最裁規七・昭四八最裁規三・昭五三最裁規一・昭五六最裁規三・平一六最裁規三・平一六最裁規七・平一六最裁規一九・平二〇最裁規七・一部改正）

（地方裁判所が行うもの）

第四条 裁判所書記官（第二条第六号及び前条第二号に掲げる裁判所書記官を除く。）、裁判所速記官（前条第二号の二に掲げる裁判所速記官を除く。）、裁判所事務官（第二条第八号及び第十一号並びに前条第四号に掲げる裁判所事務官を除く。）、裁判所技官、廷吏及び行政職俸給表(二)の準用を受ける職員で地方裁判所及びその管内の簡易裁判所に勤務するもの並びに執行官の任免又は勤務裁判所の指定は、各地方裁判所が行う。

（昭三四最裁規一一・全改、昭四〇最裁規五・昭四一最裁規一〇・昭四八最裁規三・昭五三最裁規一・平一六最裁規七・平一六最裁規一九・一部改正）

（家庭裁判所が行うもの）

第五条 裁判所書記官（第二条第六号及び第三条第二号に掲げる裁判所書記官を除く。）、裁判所速記官、家庭裁判所調査官（第二条第七号及び第三条第三号に掲げる家庭裁判所調査官を除く。）、家庭裁判所調査官補、裁判所事務官（第二条第八号及び第十一号並びに第三条第四号に掲げる裁判所事務官を除く。）、裁判所技官、廷吏及び行政職俸給表(二)の準用を受ける職員で家庭裁判所に勤務するものの任免又は勤務裁判所の指定は、各家庭裁判所が行う。

（昭三四最裁規一一・全改、昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四八最裁規三・平一六最裁規七・平一六最裁規一九・一部改正）

第六条 検察審査会事務官の勤務検察審査会の指定は、検察審査会の所在地を管轄する地方裁

判所が行う。

2 行政職俸給表(二)の準用を受ける職員で検察審査会に勤務するものの任免又は勤務検察審査会の指定は、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所が行う。

(昭三二最裁規一四・追加、昭三四最裁規一五・昭四八最裁規三・一部改正)

(権限の委任)

第七条 各裁判所は、任免、補職、勤務裁判所の指定又は勤務検察審査会の指定に関する権限をその指定する者に委任することができる。

2 下級裁判所は、前項の規定による委任については、あらかじめ最高裁判所の認可を得なければならない。

(昭二六最裁規二・一部改正、昭三二最裁規一四・旧第六条繰下・一部改正)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前この規則の適用を受ける職員について行われた任免、叙級、補職又は勤務裁判所の指定は、この規則によつて行われたものとみなす。

附則(昭和二五年四月二八日最高裁判所規則第一一号)

1 この規則は、裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第九十六号)の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過した日=昭和二五年五月一四日)

2 前項に掲げる法律附則第二項の規定により裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなされる者の任命及び勤務裁判所の指定は、この規則第四条による改正後の同条に掲げる規則の規定によつて行われたものとみなす。

附則(昭和二五年六月一日最高裁判所規則第一八号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前この規則の適用を受ける職員について行われた任免、叙級、補職又は勤務裁判所の指定は、この規則によつて行われたものとみなす。

附則(昭和二六年三月三十一日最高裁判所規則第二号)

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則(昭和二九年五月二九日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和二十九年六月一日から施行する。

附則(昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三二年八月一四日最高裁判所規則第一四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 裁判所事務官及び裁判所技官の任免等に関する暫定措置に関する規則(昭和三十二年最高裁判所規則第七号)は、廃止する。

3 この規則の施行前に、この規則による改正後の裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則(以下「新規則」という。)の適用を受ける職員について行われた任免、補職、勤務裁判所の指定又は勤務検察審査会の指定は、新規則の規定によつて行われたものとみなす。

4 裁判所速記官補の任免又は勤務裁判所の指定は、当分の間、第三条から第五条までの規定にかかわらず、最高裁判所が行う。

附則(昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一一号)

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正後の裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則(以下「新規則」という。)の適用を受ける職員について行われた任免、補職又は勤務裁判所の指定は、新規則の規定によつて行われたものとみなす。

(平一六最裁規七・一部改正)

附則(昭和三四年一二月二日最高裁判所規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月一日から適用する。

附則（昭和三十九年三月二六日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年四月二日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年一月八日最高裁判所規則第一〇号）抄

第一条 この規則は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四一年一月二三日）

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則（昭和四四年三月二五日最高裁判所規則第三号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第六号）抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四八年三月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和三十五年二月十五日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十六年四月六日から施行する。

附則（昭和五七年六月一四日最高裁判所規則第四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十七年七月十五日から施行する。

附則（昭和六〇年一月二二日最高裁判所規則第六号）抄

（施行期日等）

1 この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成六年九月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第三号）

この規則は、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

3 地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に勤務する裁判所速記官の任免又は勤務裁判所の指定は、当分の間、この規則による改正後の裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第四条又は第五条の規定にかかわらず、当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が行う。

附則（平成一六年一月一日最高裁判所規則第一九号）抄

1 この規則は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成二四年四月一日から施行する。